

平成28年9月7日

鳥居松小保護者 様

春日井市立鳥居松小学校

渡 辺 徹

台風13号の接近に伴う対応について（お知らせ）

初秋の候、保護者の皆様には益々ご清祥のことと存じます。日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、台風13号の接近に際しまして、以下のように対応させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 9月8日（木）の給食について

明日の給食は警報の有無に関わらず中止です。

なお、8日（木）午前7時時点で暴風警報が発令されておらず、通常通り登校する場合は弁当の持参をお願いいたします。

2 暴風警報・大雨洪水警報などが出され場合の対応

5月に配布しました「緊急時における児童の登下校について」の通りに対応します。ご家庭でもご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

裏面に「緊急時における児童の登下校について」の一部を掲載します。

3 その他

非常時には、学校HPや緊急メールでもお知らせします。

暴風警報が発令された場合

- 1 児童が登校する以前に、春日井市（愛知県全域または愛知県西部全域または尾張東部全域）に「暴風警報」が発令されている場合は、解除されるまでは授業を行いません。
ラジオ・テレビ等によって愛知県教育委員会から通知があるときは、通知に従ってください。特に通知がなければ、以下のようにしてください。

- (1) 午前7時までに「暴風警報」が解除された場合は、平常通り授業を行います。
※ 前日に給食がないと連絡があった場合は、弁当を持参してください。
- (2) 午前7時～午前11時までに「暴風警報」が解除された場合は、午後1時に通学班の集合場所に集合し、登校させてください。5時間目から授業を行います。
※ 家で昼食をすませ、1時の集合に間に合うように登校させてください。
- (3) 午前11時を過ぎても「暴風警報」が解除されていない場合は、当日の授業は行いません。

なお、授業が行なわれるときでも、道路や橋の破壊・冠水等で通行が困難な場合には登校を控え、学校（Tel 81-2601）へ連絡してください。

- 2 児童の登校中に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 自宅に家の人がいる場合は、自宅に避難させてください。
- (2) 登校してきた児童は、保護者または保護者代理などの迎えの人と一緒に下校します。（迎えの人が来るまで、学校で待機をしますので、お迎えをお願いします）

- 3 児童の登校後に「暴風警報」が発令された場合

授業を中止し、保護者または保護者代理などの迎えの人と一緒に下校します。
（迎えの人が来るまで、学校で待機をしますので、お迎えをお願いします）

大雨・洪水警報が発令された場合、その他の異常気象の場合

平常通り授業を行います。ただし、児童の安全を優先し下記のような措置をとります。

- 1 登校時： 登校時の通行が困難であると判断されたときは、児童の安全を第一に考えて登校を見合わせ、学校へ連絡してください。
- 2 在校時： 原則として授業後、安全を確認してから下校させますが、状況によっては授業を中止し、下校させることもあります。（迎えの人と一緒に下校する場合があります）